医療機関が開設する指定（介護予防）訪問看護事業所の運営規程の記載例

＊下記は記載例であり、記載内容は、基準を満たす限り、任意のもので構いません。

医療法人○○会　△△病院（診療所）

［指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所］運営規程

　（事業の目的）

第１条　医療法人○○会（以下「事業者」という。）が開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所(以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）で、主治の医師が訪問看護等の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

　（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名称　　医療法人○○会△△病院（診療所）

２　所在地　岡山県○○市………

　（看護師等の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する看護師等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

１　管理者　看護師１名

　　事業所の看護師等の管理及び訪問看護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況

　の把握その他の管理を一元的に行う。

２　看護師等　保健師　○名（常勤職員、管理者と兼務）　　　※員数については「○名

　　　　　　　看護師　○名（常勤職員○名、非常勤職員○名）　以上」の表記も可能。

　　　　　　　准看護師○名（非常勤職員○名）

　　　　　　　理学療法士○名（非常勤職員○名）

　　（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を作成し、訪問看護

等を行う。

３　事務職員　１名（非常勤職員）

　　必要な事務を行う。

　（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

１　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定す

　る休日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

２　営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

３　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容）

第６条　訪問看護等の事業の内容は次のとおりとする。

１　病状・障害の観察

２　清拭・洗髪等による清潔の保持

３　食事及び排泄等日常生活の世話

４　褥瘡の予防・処置

５　リハビリテーション

６　ターミナルケア

７　認知症患者の看護

８　療養生活や介護方法の指導

９　カテーテル等の管理

10　その他医師の指示による医療処置

　（利用料その他の費用の額）

第７条　訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

１　利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスで

　　あるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を

　　乗じた額とする。

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、その実費

　を利用者から徴収する。

　　なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

　　通常の事業の実施地域を越えた地点から１キロメートルにつき×××円

３　死後の処置料は、△△△円とする。

４　前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で

　説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

　（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○市、△△町、□□町の区域とする。

（衛生管理）

第９条　事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

（１） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

（２） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３） 事業所において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

　（緊急時等における対応方法）

第10条　訪問看護等を実施中に、利用者に病状の急変等が生じた場合等の対応方法は次　のとおりとする。

１　看護師等は、利用者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当

　を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

２　看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主

　治医に報告するものとする。

　（苦情処理）

第10条　事業者は、提供した訪問看護等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、　迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第11条　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速　やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

２　事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

３　事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する 法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）前３号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第14条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第15条　事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問看護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問看護等の提供を行うよう努めるものとする。※事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に訪問看護等を提供する場合は記載。

　（その他運営に関する重要事項）

第16条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

１　事業者は、看護師等の資質の向上のために研修の機会を設ける。

２　看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　看護師等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、　看護師等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、看護師等との雇用契約の内容とする。

４　事業者は、適切な訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人○○会が定めるも

　のとする。

　（附則）

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。